

県立武道館基本構想検討会議報告書

平成27年11月

県立武道館基本構想検討会議

はじめに

県立武道館の設置に向け、その機能、規模等の基本的な事項を検討するため、平成27年4月に「県立武道館基本構想検討会議」が設置されました。

本検討会議においては、他県の県立武道館の視察等をとおして武道館に関する認識を深めつつ、昨年度の「武道振興施設のあり方検討会」における議論の内容等も踏まえ、長野県にふさわしい県立武道館の機能・規模等について、検討を重ねてきました。

このたび、本県の県立武道館として望ましい機能・規模等を、本検討会議としてとりまとめ、提案いたします。

あわせて、留意していただきたい事項を付記していますので、基本構想の策定等にあたり、この意向を酌んでいただければ幸いです。

県立武道館が早期に建設され、県民に長く愛される施設となることを期待しています。

平成27年11月

県立武道館基本構想検討会議

県立武道館の基本構想に関する提案

■県立武道館として望ましい機能・規模等

機能	規模等
主道場	競技面数 柔・剣道場6面程度(面積 2,000㎡程度) 観客席 1,500～2,000席程度 ステージを設置
道場(畳敷き)	競技面数 3面程度(面積 1,000㎡程度) 観客席 200～250席程度
道場(板張り)	競技面数 3面程度(面積 1,000㎡程度) 観客席 200～250席程度
弓道場	既に県立施設があるため、その充実や有効活用を含め、検討
相撲場	既に県立施設があるため、その充実や有効活用を含め、検討
その他	・会議室、師範室、応接室、器具庫、シャワー室、 駐車場 等 ・冷暖房設備、防音設備 等

■留意事項

- 武道に適した施設であること
 - ▶ 安全を確保するため、武道の特性に配慮した床の構造とすること。
 - ▶ 武道で利用することを主として設計し、その上で実施が可能な他のスポーツや文化活動等で積極的に利用するなど、多様な使い方ができるよう努めること。
- 利用者が快適に利用できる施設とすること
 - ▶ 駐車場は相当数確保すること。
 - ▶ 憩いのスペース等を設けるなど、競技者に限らず誰もが利用しやすい施設となるよう、配慮すること。
 - ▶ 武道競技団体の意見を尊重すること。
- 本県の武道振興の拠点としてふさわしい施設とすること
 - ▶ 子どもたちをはじめ競技者が目標とする、県民が誇れる施設となるよう、配慮すること。
 - ▶ 「信州らしい」、「武道館らしい」建物が望ましい。
- 少なくとも北信越レベルの大会が開催できる施設となるよう、配慮すること
- 周辺施設と有機的な連携を図り、中核施設としての機能をより発揮できるよう、配慮すること
- 県の財政状況を考慮し、建設及び維持管理に要する経費をできる限り抑制するため、必要な機能は整備しつつ、質朴なものとなるよう、配慮すること

付 属 資 料

■ 県立武道館基本構想検討会議設置要綱

(目的)

第1 県立武道館の設置に向けて、その機能、規模等の基本的な事項を検討するため、県立武道館基本構想検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(組織)

第2 検討会議は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(会長)

第4 検討会議に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 検討会議の庶務は、教育委員会事務局スポーツ課において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

■ 県立武道館基本構想検討会議委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職等	備考
伊藤 仁	長野県空手道連盟 副理事長・事務局長	
犬飼 己紀子	松本大学人間健康学部スポーツ健康学科 教授	
北村 洋子	一般社団法人長野県建築士会 青年・女性委員会委員長	
寺内 泰良	石川県立武道館 館長	
藤澤 令子	一般社団法人長野県経営者協会 教育研修部課長	
藤田 佳弘	長野県高等学校体育連盟 柔道専門部長	
百瀬 真希	株式会社みやま 代表取締役社長	
和田 哲也	信州大学教育学部 教授	会長

県立武道館基本構想検討会議における検討の経過

■第1回県立武道館基本構想検討会議（平成27年5月22日）

概要

- ◇「武道振興施設のあり方に関する報告書」及び県内武道施設の状況等について、事務局から説明
- ◇今後検討すべき論点について、意見交換

主な意見

- ◇武道場の規模・機能について
 - ▶ 競技場の規模は、試合場が何面必要かという観点を基本として検討すべきではないか。（開催する大会の規模、試合場の周辺スペース等）
 - ▶ 維持管理は大きな課題であり、普段の維持管理等が十分できるという規模で、必要な機能を検討すべきではないか。
 - ▶ 観客席は、武道を「観る」ための環境の確保という点から検討すべきではないか。
 - ▶ 武道館の床の構造は、安全のために、普通の体育館とは全然違うということ踏まえて検討すべきではないか。
- ◇施設の必要性について
 - ▶ 弓道場は、既に飯田市に県立施設があるということを前提に検討すべきではないか。
 - ▶ 相撲は県の南の方で盛んに取り組んでいるが、他の場所に県立武道館が建設された場合、そこを拠点として活動できるのか疑問。
- ◇その他
 - ▶ 県の競技団体の方にいかに武道館を利用していただくかが大事。競技団体等の意見を聴く必要があるのではないか。
 - ▶ 文化活動を取り入れていけば、利用率が上がるのではないか。
 - ▶ 武道に親しむ青少年の拡充につながるよう、日常的に子どもたちやお年寄りが集まれることが大事ではないか。
 - ▶ 大きなものを一つつくるより、各地域にわけてつくった方が利用しやすいのではないか。
 - ▶ 市町村が持っている施設に県が相乗りして施設をつくることも一つの発想ではないか。
 - ▶ 競技者が目指したいと思うような施設をつくれれば、他県からも人が集まるのではないか。

■第2回県立武道館基本構想検討会議（平成27年6月26日）

概要

◇埼玉県立武道館を視察

施設の状況等

◇建物の規模・構造等

▶ 延床面積11,050.92㎡、建設費56億円。平成15年8月1日供用開始。

◇道場の規模・機能等

▶ 主道場、第一道場(畳)、第二道場(床)、近的弓道場、遠的弓道場、屋外相撲場、屋内相撲場

▶ 主道場、第一・二道場は武道用二重床構造

▶ 各道場に観客席あり(屋内相撲場を除く)

◇施設の状況等

▶ 主道場及び第二道場の床は多目的に利用するため、ラインを引いていない。

▶ 主道場は、バレーボールのポール受けを木の蓋で覆い安全に配慮。バスケットボールは床に大きな負担がかかるため禁止。ストッパー付きの畳を導入。

▶ 第一道場は、試合よりは子どもたちの教室として利用されることが多い。

主な意見

◇隣にスポーツ総合センターがあり、武道館で大きな大会等を行うときは、隣接施設の会議室や講堂を控室や更衣室として活用している。武道館の会議室が少ないため、隣接施設に救われている。

◇駐車場の問題では苦労している。武道館の駐車場は37台、隣の水上公園は普段無料で1,000台ぐらいとめることができるが、7～8月は有料になってしまう。

◇道場の床にはラインを引いておらず、利用者がラインテープを持ってきて引いているが、それが当たり前の状況になっている。多目的に使うためにも、非常によかったと思う。

◇畳の道場は、ヨガ・柔術・ボクシング等で利用されている。板張りの道場は、床に傷を付けてしまうようなものは禁止している。

概要

◇県立武道館の機能・規模等について、意見交換

主な意見

◇主道場について

- ▶ 大会を開催するため、主道場は必要。規模は4～6面程度必要。
- ▶ 観客席は、埼玉県立武道館(1,510席)ほど必要なのか疑問。
- ▶ 床にラインがない方が、多様な使い方ができるのではないか。
- ▶ 大会運営時の本部席等を設置できるステージがあった方がよい。
- ▶ 天井が高いと冷暖房費等の維持管理費が高くなるため、天井は低い方がよいのではないか。
- ▶ 球技は使えなくてもよいのではないか(天井の高さの問題、床の損傷の問題等)。

◇副道場について

- ▶ 畳敷き・板張りの道場がそれぞれ必要。大会時の練習会場や控室・更衣室としても使用できる。
- ▶ 大会の開催や大人数での合同練習等を考えると、3面必要ではないか。
- ▶ 日常の使い方を考えると、2面が使いやすいのではないか。
- ▶ 武道の普及という観点から、観客席は各道場に必要ではないか。
また、子どもの練習を見に来る保護者のためにも、観客席は必要ではないか。
- ▶ 安全面等を考慮し、床はいいものをつくった方がよい。
- ▶ 各競技団体の活動拠点となるよう、器具庫・シャワー室等、日常の稽古に必要な設備が必要。
- ▶ 板張りの道場は、なぎなたの高さを考慮する必要がある。

◇付帯設備等について

- ▶ 会議室が必要。
- ▶ 駐車場の確保は大変重要な問題。
- ▶ 防音設備が必要。
- ▶ 競技スペース以外のスペース(昇段試験時に控える場所、家族の待機場所等)が必要。
- ▶ 師範室が必要(使い方には留意する必要あり)。
- ▶ エレベーターはバリアフリーの観点から必要。

◇その他

- ▶ 中学生や高校生が「ここで試合がしたい」と思えるような施設をつくる必要がある。
- ▶ 「歴史」・「礼節」を尊重する緊張感のあるような武道館にしたい。
- ▶ 建設に際しては、周囲にどのような施設があるのかということを考えていくとよいのではないか(会議室・駐車場の共同利用等)。
- ▶ 上履きと下履きの区切りをどこで付けるのかということを考える必要がある。

■第4回県立武道館基本構想検討会議（平成27年9月14日）

概要

◇県立武道館の機能・規模等について、意見交換

長野県武道連絡協議会からの要望

◇施設の規模等について

- ▶メインアリーナ: 4～6面程度(観客席1,500～2,000席程度)
- ▶サブ道場(柔・剣道場): 各2～3面程度(観客席各100～150席程度)
- ▶弓道場: 近的、遠的、観客席
- ▶相撲場: 既存施設等の充実を優先する

◇北信越大会、県大会レベルの大会が可能な施設とする

◇競技の特殊性を踏まえた床とする

主な意見

◇弓道場について

- ▶県立の弓道場が二つあれば、両方を維持するための経費が必要になる上、今まで飯田でやってきた大会を新しい県立武道館でやれるのかという問題がある。
- ▶県立の弓道場があり、各市町村にも多くの弓道場があることを踏まえて、検討していくべきではないか。
- ▶県立武道館の中に弓道場があれば、もっと利用人数が増えるのではないか。
- ▶武道館であれば、弓道場もその中に入るべきだと思う。

◇相撲場について

- ▶県立の施設が既にあるという点で弓道場と同じような問題があるほか、利用人数が非常に少ないということを踏まえて検討する必要がある。
- ▶相撲は競技人口が少なく利用人数が見込めない上、土俵の管理が大変であるため、競技団体が相撲場は新設しなくてもよいと言うなら、不要だと思う。
- ▶相撲も武道である以上、武道館の中に入れるべきだと思う。

◇主道場について

- ▶球技の使用は考えなくていいのではないか。(維持管理の問題を考慮し天井の高さを抑える。武道で必要な床の構造をメインに考える。)
- ▶大会を開催するには試合場の周りがある程度のスペースが必要。余裕を持って4面の試合場がとれ、無理をすれば6面も可能という規模がよいのではないか。

◇副道場について

- ▶日常的な練習で使うため、技術向上の面及び安全面を考慮し、床は白木にした方がいいと思う。利用者が使いやすいという観点も大事。
- ▶観客席は必要。規模は150～200席程度。

◇その他

- ▶会議室は必要。(パーテーションで区切る方が利用しやすい。各団体の理事会等で使えば一つの拠点になる。武道だけでなく一般開放してPRすべき。)
- ▶冷暖房設備は必要。
- ▶武道館らしい建物にしていきたい。

■第5回県立武道館基本構想検討会議（平成27年11月6日）

概要

◇県立武道館基本構想検討会議報告書(案)について、意見交換

主な意見

◇主道場について

- ▶ だいたい6面、余裕をもって4面とれる規模が望ましい。
- ▶ 主道場の観客席については、メンテナンスの問題等を考えると、1,500席程度でよいのではないか。
- ▶ 可動席の活用も検討し、常設では1,500席程度でよいのではないか。
- ▶ 大会の参加者数・観客数等をみると、1,500席程度で十分ではないか。
- ▶ 武道の普及・発展、振興ということを考えたときに、そこで講習会等をやる場合には、もっと人が増えることを想定しておく方がよいのではないか。

◇道場(畳敷き・板張り)について

- ▶ 畳が常設で3面あれば、県レベルの大会はできる。大会をやる場合、観客席150席では少ないと思う。

◇付帯設備等について

- ▶ 更衣室、エレベーター・スロープ、事務室は必要なものではないか。
- ▶ 稽古をする際に自分の動き等を確認するため、鏡の設置が必要ではないか。
- ▶ 信州をイメージできる場、いろんな方に見ていただける場所、人が集える場が武道館の中にあるといいと思う。長野県の産業など、長野県として自慢できる場所を入れてほしい。

◇その他

- ▶ 長く愛される施設になることが大事ではないか。
- ▶ 競技面数、観客席、駐車場のマッチングを十分考慮すべきではないか。
- ▶ 限られた予算の中で施設をつくる場合は、その周辺施設の駐車場や、併用できる施設がないか、というところがポイントになるのではないか。